

# 長岡市教育委員会会計年度任用職員（英語指導員）募集案内

長岡市教育委員会 学校教育課  
〒940-0084 長岡市幸町2丁目1番1号さいわいプラザ4階

## 1 募集内容

- (1) 募集人数 英語指導員 2名
- (2) 勤務場所 長岡市教育委員会学校教育課英語指導室（さいわいプラザ4階）  
ならびに市内各小学校
- (3) 業務内容
- ・市立小学校を訪問し、指導的立場で学級担任の外国語及び外国語活動の指導を支援する。（授業プランの提案、教材の作成、評価計画の提案や評価、担任と一緒に授業、など）
  - ・その他、長岡市の小中学校の外国語教育の推進に関する業務を行う。
- (4) 応募条件
- ・日本語を母国語と同レベルで扱えるもの  
(日本人の小学校教員と、日本語でやり取りをする機会が多いです)
  - ・(公財)日本英語検定協会で実施される実用英語検定2級以上、TOEIC(L&R) 650点以上、または同程度の英語運用能力を有し、小学校の外国語教育に理解と熱意のあるもの
  - ・自動車運転免許と自家用車を所有し、日常的に運転しているもの  
(各学校へは私有車で訪問することになります。)

## 2 勤務条件

- (1) 勤務時間 午前8時30分から午後5時00分まで（うち休憩60分）
- (2) 賃 金 月額235,860円（賃金支払日は原則として当月21日）
- (3) 休 日 原則として土曜日、日曜日、祝日
- (4) 有給休暇 任用期間に応じて付与（時間又は1日単位で行使可）
- (5) そ の 他
- ・社会保険（健康保険、厚生年金）、雇用保険、労災保険に加入します。
  - ・通勤手当は、自宅から勤務場所までの距離が片道2km以上の場合、距離に応じて市の規定により支給します（上限あり）。市立小学校に出向く際の自家用車のガソリン代についても、市の規定により別途支給します。
  - ・退職手当等の支給及び昇給はありません。
  - ・任用期間等に応じて、期末・勤勉手当を支給します。（6月、12月）

## 3 雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績等により任用期間を更新します。

## 4 応募手続き

- (1) 提出書類 ① 長岡市教育委員会会計年度任用職員採用試験申込書\*

\*申込書は、長岡市のホームページに掲載されているもの、または長岡市教育委員会学校教育課（さいわいプラザ4階）に備え付けあるものを御利用ください。

- ② (公財) 日本英語検定協会で実施される実用英語検定2級以上の合格通知書の写しやTOEIC, TOEFL等の受検結果の写し、または、同程度の英語運用能力を有することを証明する書類の写し

- ③ ハローワークで本募集の紹介状を受け取った場合は、その紹介状

- (2) 提出方法 上記①～③の書類を持参または郵送\*で学校教育課に提出する。

\*郵便で申し込む場合には、必ず簡易書留にし、封筒の表に赤字で「英語指導員採用試験申込書」と書いてください。

- (3) 受付期間 令和8年1月23日（金曜日）から2月10日（火曜日）

午前8時30分から午後5時00分まで

2月10日（火曜日）午後5時00分必着

- (4) 提出先 〒940-0084 長岡市幸町2丁目1番1号 さいわいプラザ4階

長岡市教育委員会 学校教育課 英語指導室長 宛て

- (5) その他 上記①～③の書類はお返しません。

## 5 採用試験

- (1) 日 時 令和8年2月24日（火曜日）（詳細な時間は後日通知）

- (2) 会 場 さいわいプラザ3階3A教室（〒940-0084 長岡市幸町2-1-1）

- (3) 内 容 面接（日本語と英語による質疑応答を行います。）

## 6 その他

- (1) 採用された場合、市の職員となり、地方公務員法により以下の義務や禁止事項、制限が生じます。事前に詳細を確認したい場合にはお問い合わせください。

・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務・信用失墜行為の禁止・守秘義務

・職務専念義務・政治的行為の制限・争議行為等の禁止・営利企業への従事等の制限

- (2) 採用され、自家用車で通勤する際は、通勤距離が片道5km以上かつ駐車場に空きがある場合に限り、有料（月3千円、11月より5千円に値上げ予定）で職員駐車場を利用することができます。片道5km未満で自家用車で通勤する場合は、原則民間の駐車場を利用いただくか、さいわいプラザ職員駐車場を一時利用することになります。

- (3) 地方公務員法第16条に該当する方は応募できません。

<問い合わせ先>  
長岡市教育委員会 学校教育課 英語指導室  
電話：0258-39-2249 FAX：0258-39-4710